

回答用紙

受付番号	第 290901 号
受付月日	平成 29 年 9 月 4 日
意見内容	堺市総合福祉会館の 4 F にあるような飲料水の水道を設置してほしいです。 飲み物がない際は、生水でしのいでいるので、設置していただければ幸いです。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>プラザ館内の水道水につきましては、年 1 回水質検査を行っており、衛生的に問題はございませんが、飲料水用途では設置しておりません。</p> <p>飲料水用途では、一般的に冷水器がございますが、プラザでは、自動販売機を設置していること、冷水器を介した流行の感染症等が起こる可能性があることなどから冷水器の設置はしておりません。堺市内・市外の同種施設の状況を確認してみましたが、ほとんどの施設でも同様の理由でこれまで設置していたが撤去した、あるいは今後設置しないとのことでした。</p> <p>ご要望には、添いかねますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>	

回答用紙

受付番号	第 290902 号
受付月日	平成 29 年 9 月 24 日
意見内容	冬でもクーラーをつけてほしい。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>冬季には、館内の温度が環境省推奨適正温度 21℃に概ねなるように空調管理をしております。今回いただいたご意見は、冷房を冬季にもつけてほしいとのご要望かと理解しております。</p> <p>空調稼働時の体感温度は、個人差があり、プラザご利用の皆様が、一律に適正と感じられるかどうかは何とも言い難いところがあります。</p> <p>空調管理につきましては、季節に添った温度設定を基本としております。</p> <p>ご利用の状況・場所にもよりますが、例えば可能な範囲で窓を少し開けてみる等で調整いただければ幸いです。</p> <p>ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>	

回答用紙

受付番号	第 290903 号
受付月日	平成 29 年 9 月 25 日
意見内容	介護ステーションの職員です。利用者とともに当施設を利用しましたが、別の利用者から、公共の場所だから、静かにしてほしいと言われ、当ステーションの利用者ともども、怖い思いをしました。 おっしゃっていることも理解でき、留意しますが、障害特性で理解できない方もおられるのが、実情です。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>不快な思いをさせてしまい、申し訳ありませんでした。</p> <p>当施設は公共施設であり、障害のある方・ない方、男性・女性、幼少期から高齢期と様々な方が、利用されております。多くの皆様が快適に利用していただくために、一定のルールを記した『施設内で守っていただきたいこと』を掲示しております。また、多くの方が利用される場所では、お互いの思いやりや譲り合いの気持ちが相まって、気持ちよく過ごせる空間が保障されるものだと考えております。</p> <p>ご意見の内容や実情は十分に理解させていただいたうえで、気持ちよく過ごせる空間づくりにお力をお貸しいただければ、幸いです。</p> <p>よろしくお願ひ申し上げます。</p>	

回答用紙

受付番号	第 290904 号
受付月日	平成 29 年 9 月 25 日
意見内容	私は発達障害で、聴覚過敏の障害があります。見た目に理解してもらえないかもしれませんが、騒がしい声が耳障りになってしまい、困っています。グループで騒ぐことは、公共施設では、よくないのではないですか。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>不快な思いをさせてしまい、申し訳ありませんでした。</p> <p>第 290903 号でも回答させていただいたことと、重複いたしますが、公共施設のみならず、多くの方が利用される（集まる）場所では、お互いの思いやりや譲り合いの気持ちが相まって、気持ちよく過ごせる空間が保障されるものだと考えております。</p> <p>ご意見の内容につきまして、理解させていただいたうえで、当施設をご利用の皆様、ひとりひとりが気持ちよく過ごせる空間づくりにお力をお貸しいただければと存じます。</p> <p>よろしく願い申し上げます。</p>	

回答用紙

受付番号	第 290905 号
受付月日	平成 29 年 9 月 29 日
意見内容	発達障害についての研修に役立てていただければと思います、参考文献等を紹介させていただきます。また、『障害者差別解消法』における合理的配慮についての海外事例も紹介させていただきます。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>当施設は、障害特性のある方が多く利用されます。障害理解への研鑽を積むことはとても大切なことであり、また、平成 28 年 4 月施行の『障害者差別解消法』における合理的配慮についてもより理解を深めていく必要があります。</p> <p>ご提案については、今後の研修の企画やプラザの運営等への参考とさせていただきます。</p>	

回答用紙

受付番号	第 290906 号
受付月日	平成 29 年 9 月 29 日
意見内容	<p>いつもトレーニング室を利用させていただいてありがとうございます。</p> <p>先日、ある新聞記事を見ましたので添付いたします。</p> <p>内容は、会社員を対象とした研究で月曜日の 10 時に血圧に心拍数をかけた数値が際立って高く心疾患のリスクが高くなっているという結果です。</p> <p>トレーニング室に月曜日の午前中は利用者が多いという表が貼られているのを見ました。</p> <p>利用者の方の中には健康のためや周りの雰囲気ですら張りすぎる方がいるのではないのでしょうか。リスクマネジメントの面で添付の記事を掲示することをご提案いたします。ご検討のほどよろしく願いいたします。</p>

担当センター名	スポーツセンター
回 答	
<p>いつもスポーツセンターをご利用いただきありがとうございます。</p> <p>ご利用の方の運動状況については、ご自身の体力に過度な負担があると思われる方に関してはスタッフよりお声をかけさせていただいております。</p> <p>また、今回ご提案いただいた記事の掲示についてですが、今回は控えさせていただきます。</p> <p>なお、今後トレーニング室に健康の記事に関するコーナーの設置を検討いたします。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>	